

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第二号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年二月二十六日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）附則第十五項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県下水道局職員給与規程附則第十五項の規定は、令和三年二月十三日から適用する。